第 54 믉

平成24年9月28日 発行 国土交通省 酒田河川国道事務所

月山国道維持出張所

〒997-0331 山形県鶴岡市板井川字宮ノ下325-1 TEL 0235-57-5011 FAX 0235-57-5027

HPURL: http://www.thr.mlit.go.jp/sakata/ 112†t*: http://www.thr.mlit.go.jp/sakata/road/r112/

大型車両をご利用のみなさん、積荷の重さや高さなどを出発前に再度ご確認下さい。

平成24年9月11日 鶴岡市上名川地内にて、 『特殊車両の 取締』を鶴岡警察署のご協力のもと行いました。今回の取締では 違反車両はありませんでした。取締にご協力いただいたドライ バーの方々、ありがとうございました。

特殊車両とは、一定の大きさや重さを超える車両のことです。やむ を得ず特殊車両を通行させるには道路管理者の事前審査受けた上で 通行許可証が必要となります。

高さ制限を超過した場合、トンネルや横断歩道橋に接触し、構造物を 破損し通行止めなど大規模な交通傷害を招きます。また重量超過の場 合は、道路の舗装や橋梁などを痛め、補修のサイクルが短くなり道路 の維持管理費用の増大を招きます。

大型車両を運転の皆さん、出発前に積荷の重量や高さなどを再度ご 確認願います。また、特殊車両として許可いただいている方は、通行経 路など許可条件の内容を今一度ご確認願います。

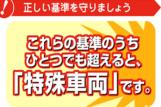


道路緊急ダイヤル

#9910

の相談室











※「新規格車」としての規格を満たす場合は、高速自動車道及び重さ指定道路に限り許可無く走行できます。

0235 - 57 - 5016



のほどよろしくらい、対する情報提供につきまして、対する情報提供につきまして、道路への落下物や穴ぼこない への落下物や穴ぼこなどの道路 今後ともご の異

事施工へ、誓いを会員を 事施工へ、誓いを全ないか、一般通行に危険 動災害に繋がるところは を及ぼす所はないかなど を及ぼす所はないかなど を及ぼす所はないかなど を及ぼす所はないかなど を入ぼす所はないかなど を入ぼす所はないかなど を入ぼす所はないかなど を入ぼす所はないかなど を入ぼす所はないかなど を入ぼす所はないかなど を入ぼす所はないかなど を入ぼす所はないかなど を入ぼす所はないかなど を入ばす所はないかなど を対しました。 当日は、発 を対しました。 がるところは を実 がるところは を実 を対しました。 当日は、発 のま施

